

鶴ヶ島市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年11月25日

鶴ヶ島市監査委員 内野睦巳

鶴ヶ島市監査委員 近藤英基

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査）及び定例監査（同法同条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

- (1) 教育部 学校教育課
- (2) 都市整備部 道路建設課

4 監査の着眼点

令和3年度（4月から8月まで）の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所401会議室

日程：令和3年10月25日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

(1) 教育部 学校教育課

ア 主要事務事業

令和3年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 小学校情報教育推進経費・中学校情報教育推進経費

ICT機器を活用した情報教育の充実を図る経費。

学習用端末を活用するための前提となる校内情報通信ネットワークの保守管理、児童・生徒の学習進度に応じた個別最適化学習が可能となる学習支援ソフト「ミライシード」の使用賃貸借、PC教室の機器の使用賃貸借を行っている。

今後も児童・生徒に必須となる情報活用能力を育成するため、情報教育の充実を図っていく。

(イ) 児童就学援助経費・生徒就学援助経費

市内小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対し、経済的な負担を軽減し、必要な支援を行うことで、義務教育の円滑な実施ができるようにする経費。

保護者からの申請に基づき、所得状況により支給の可否を決定するものである。新型コロナウイルス感染症等により失業や所得が急変した世帯についても、対応している。

今後も引き続き、支援の必要な保護者が利用できるように、入学説明会における案内の配付、広報掲載等により制度の周知を図るとともに、適正な執行に努めていく。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

概ね適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

該当事務なし

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

概ね適正に執行されているものと認められた。

(2) 都市整備部 道路建設課

ア 主要事務事業

令和3年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 都市計画道路整備事業

埼玉県農業大学校移転後の跡地を活用し、企業集積並びに「賑わい」と「憩い」の交流拠点の創出を図るため、周辺道路（都市計画道路）の整備を実施する。

国の交付金（社会資本整備総合交付金）により、市道1015号線の令和4年度末の完成に向けて工事を進めていく。

(イ) 道路交通環境安全対策経費

市内の道路照明灯を視認性の高いLED灯に交換すると共に、摩耗した区画線の再設置、道路反射鏡の新設・維持管理を継続することにより、交通環境の向上及び安全確保に努めている。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

概ね適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

概ね適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。